

熊本市公報

第 1 4 7 4 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 54 号）	1109
---	------

規 則

規 則 第 5 4 号

令和 5 年 8 月 4 日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 5 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「汚染、毀損」を「滅失」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条各号列記以外の部分中「文書」の次に「（磁気ディスクをもって調製するものを含む。この条において同じ。）」を加え、同条を第 8 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「印鑑登録証再交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に改め、同条を第 9 条とする。

様式第 1 号中「第 8 条第 1 号」を「第 7 条第 1 号」に改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 7 条第 2 号関係）

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日
熊本県熊本市 区長

様式第 3 号（第 7 条第 2 号関係）

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	通称	
	氏名のカタカナ表記	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日
熊本県熊本市 区長

※ 外国人住民に交付する印鑑登録証明書

附 則

この規則は、令和 5 年 8 月 1 4 日から施行する。